

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

2024 年 9 月 2 日

アーケランズ株式会社
アーケランドサカモト株式会社

2024年 9月 2日

新潟県三条市上須頃 445 番地
アークランズ株式会社
代表取締役社長（COO） 坂本 晴彦

新潟県三条市上須頃 445 番地
アーランドサカモト株式会社
代表取締役社長 坂本 雅俊

新設分割に係る事後開示書面

アークランズ株式会社（以下「新設分割会社」といいます。）は、2024年6月11日付で作成した新設分割計画書（以下「本新設分割計画書」といいます。）に基づき、2024年9月2日を効力発生日として、新設分割会社が展開する卸売事業に関して有する権利義務を、新たに設立するアーランドサカモト株式会社（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行いました。

本新設分割に関する、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本新設分割が効力を生じた日

2024年9月2日

2. 新設分割会社における法定手続の経過

（1）新設分割の差止請求

本新設分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割であるため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続

本新設分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割であるため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続

該当事項はありません。

(4) 債権者保護手続

新設分割会社は会社法第810条第2項及び第3項の規定により、2024年7月30日付の官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 新設会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、2024年9月2日をもって、新設分割会社から本新設分割計画書に定める卸売事業に関する資産、負債その他の権利義務を承継しました。本新設分割により新設会社が承継した資産及び負債の額（概算）は次のとおりです。

承継した資産の額（概算）：2,563百万円

承継した負債の額（概算）：954百万円

4. その他本新設分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上